

国都公景第 94 号
令和 4 年 12 月 9 日

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

(公 印 省 略)

2 以上の指定管理者による都市公園の管理について

「令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集」において、既に指定管理者による管理が行われている都市公園について、その区域の一部を Park-PFI 事業者等の第三者が指定管理者として管理することも可能である旨を明確化することについて提案があったことを踏まえ、指定管理者による都市公園の管理に関する考え方について、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本件は総務省自治行政局市町村課行政経営支援室と協議済みである旨、念のため申し添えます。

記

一の都市公園（又はその区域の一部）について、各指定管理者の管理区分を明確にしたうえで、複数の事業者（Park-PFI 事業者を含む。）が指定管理者制度により管理することも可能である。